

政務活動費の手引き

令和6年3月

福島県議会

「政務活動費の手引き」目次

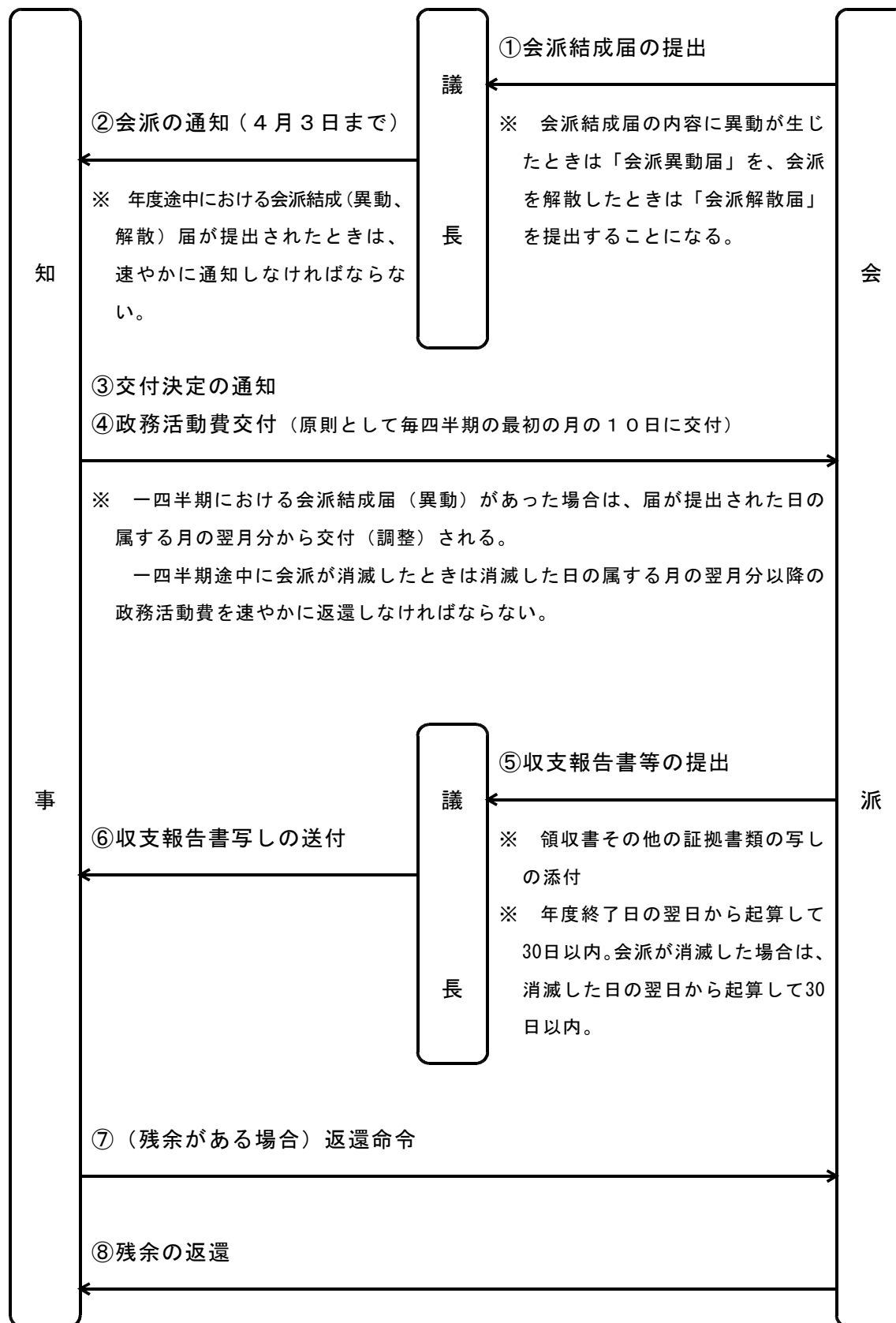
I	政務活動費制度の概要	1
	(図表 1) 政務活動費の交付の手続き	3
	(図表 2) 政務活動費の執行・収支報告・証拠資料等の保管の取扱い	4
II	政務活動費を充てることのできる経費の範囲	5
1	経費の範囲等の考え方	5
	(1) 政務活動費とは	5
	(2) 経費の範囲	5
2	政務活動費を充てることのできる経費の項目及び内容(条例別表)	6
3	政務活動費を充てることのできる経費項目の考え方	7
	(1) 調査研究費	7
	(2) 研修費	8
	(3) 広聴広報費	10
	(4) 要請陳情等活動費	11
	(5) 会議費	12
	(6) 資料作成費	13
	(7) 資料購入費	14
	(8) 事務所費	14
	(9) 事務費	16
	(10) 人件費	19
	自動車燃料費等の按分の考え方及び走行距離の把握について	21
4	政務活動費を充当するのに適しない経費	23
5	領収書その他の証拠書類について	25
	(1) 支払証明書について	25
	(2) 活動報告について	26
6	切手等の購入について	27
	(参考) 職員を雇用する際に使用する書類	28
III	政務活動費制度の沿革	30
1	政務調査費の法制化(平成12年度)	30
2	福島県議会における条例化(平成12年度)	30
3	議会改革検討委員会における政務調査費の在り方の検討及び条例等の改正 (平成19年度)	31
4	旅費制度の変更に伴う一部改正(平成21年度)	32
5	地方自治法改正に伴う条例等の一部改正(平成25年度)	32
6	政務活動費検討会での検討	33
	(1) 平成26年度検討結果	33
	(2) 平成27年度検討結果	34
	(3) 平成29年度検討結果	34
	(4) 令和元年度検討結果	34
	(5) 令和3年度検討結果	34
	(6) 令和5年度検討結果	34

I 政務活動費制度の概要

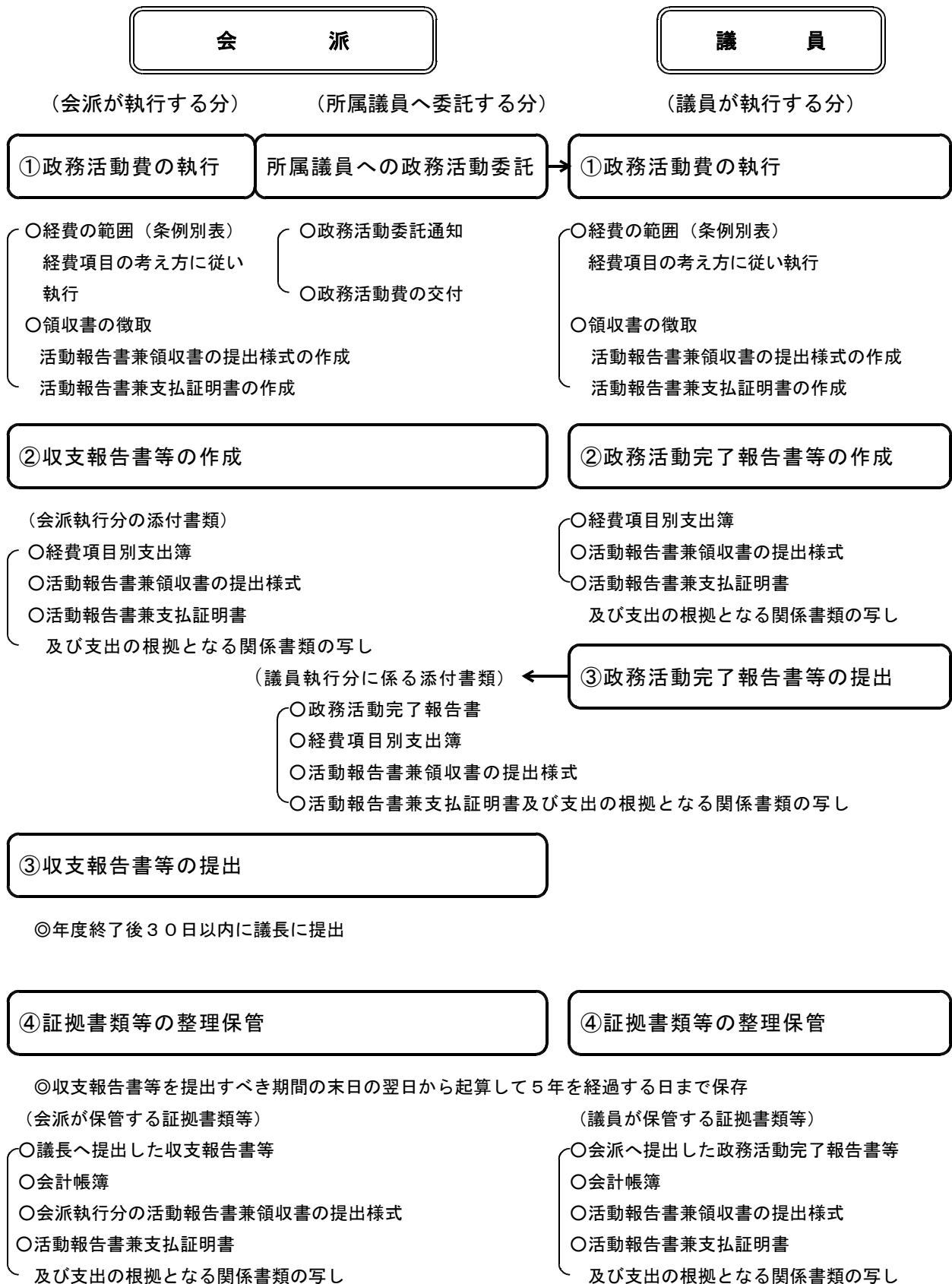
項目	根拠	概要
交付対象	条例第2条 規程第2条	<p>会派結成届のあった会派（その所属議員が一人の場合を含む。）を対象とする。</p> <p>※ 政務活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、「会派結成届」を提出。その後会派結成届の内容に異動が生じたときは、「会派異動届」を、会派を解散したときは「会派解散届」を提出する。</p>
交付額	条例第3条	<p>月の初日における所属議員数を基に、月額35万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>※ 月の途中において所属議員に変動があった場合は、次の月から新たな所属議員数に基づき交付額を調整することとなる。</p> <p>※ 令和7年度まで附則により月額30万円とされている。</p>
交付日	条例第7条	<p>四半期ごとの交付となることから、毎四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに口座振替により各会派に交付する。</p>
政務活動費を充てることができる経費の範囲	条例第8条	<p>政務活動費は、条例に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲（別表）に従い使用することとなる。</p>
収支報告	条例第9条 規程第3条 取扱要領 第2 第3 第4 第5	<p>(1) 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を年度終了日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出する。会派が消滅した場合には、会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。</p> <p>収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>(2) 会派から政務活動の委託を受けた議員は、政務活動完了報告書を、委託期間（委託期間等の変更があった場合は変更後の委託期間）の終了後速やかに会派に提出する。</p> <p>政務活動完了報告書には、当該政務活動完了報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。</p>

項 目	根 拠	概 要
		(3) 活動報告書兼領収書の提出様式及び領収書の取得が困難な場合支払者が証明する活動報告書兼支払証明書の様式は取扱要領で定められおり、所定の様式により提出することとなる。
透明性の確保	条例第10条	議長は使途の透明性を確保するため、収支報告書が提出された場合、必要に応じ、調査を行うことができる。 また、収支報告書の内容を確認するため、会計帳簿や証拠書類の提出を求める場合がある。
政務活動費の返還	条例第11条	政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出の総額が、交付を受けた政務活動費の総額を下回った場合、残余（収支報告書の残余欄に記載された額）に相当する政務活動費を返還しなければならない。
収支報告書等の保存及び閲覧	条例第12条 規程第5条 第6条	<p>(1) 会派より提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(2) 会派の政務活動費経理責任者及び会派から政務活動の委託を受けた議員は、政務活動費の収入及び支出に係る証拠書類等を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(3) 議長に提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、議会事務局が保有する公文書となり、福島県議会情報公開条例に基づく開示請求の対象となるとともに、情報公開条例とは別に、政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧の対象（「福島県議会情報公開条例」第8条各号に規定する不開示情報を除く。）となる。</p> <p>収支報告書等の閲覧は、収支報告書等を提出すべき期日の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。</p> <p>なお、政務活動費の透明性の確保の観点から、議会ホームページにおいて、収支報告書等の概要及び会派が議長に提出する「政務活動費収支報告書」を掲載する。</p> <p>また、会派の代表は、会派で保管している県政報告等の印刷物、自動車リース契約等に係る書類、及び雇用関係を明確にする書類（雇用契約書や雇用通知書等）について、閲覧の請求があった場合には、個人情報等に係る部分を除き、閲覧に供する。</p>

(図表 1) 政務活動費の交付の手続き



(図表2) 政務活動費の執行・収支報告・証拠資料等の保管の取扱い



II 政務活動費を充てることができる経費の範囲

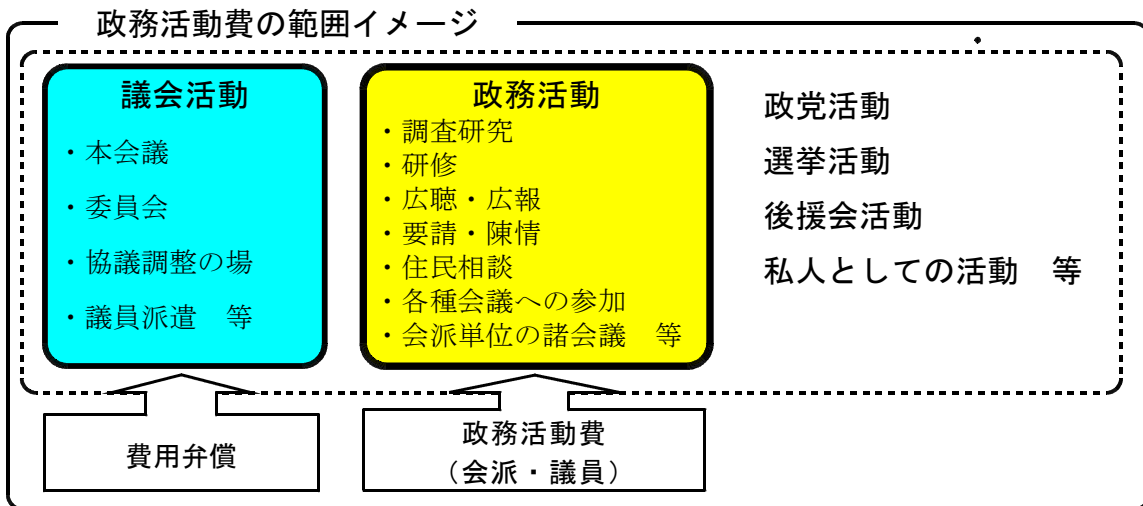
1 経費の範囲等の考え方

(1) 政務活動費とは

政務活動費は、会派及び議員が実施する、次の政務活動に要する経費に対し交付されるものである。（条例第8条第1項）

- ① 県民の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動
調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加 等
- ② その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動

なお、議員活動には、政務活動のほか、議会活動や政党活動、後援会活動などの多面性を有しており、それらの活動から区分し、政務活動に要する経費を計上する必要がある。（区分が困難な場合は、按分によって計上することを認めている。）



(2) 経費の範囲

政務活動費は、6ページに記載の条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる。（条例第8条第2項）。

なお、従前の政務調査費においては、規程で、会派及び会派からの委託議員（調査研究費のみ）別に経費の範囲を定めていたが、地方自治法の改正により条例化し、一つの表にまとめ、経費の範囲の明確化、透明化を図った。

また、経費の枠組みについて、地方自治法改正の趣旨や議員活動の実態等を踏まえ、次のとおり項目や内容に追加・修正を行った。

- ① **広聴広報費** 県政報告会等、広聴と広報の両側面を持つ支出に対応するため、広聴費と広報費をひとつの経費とした。
- ② **要請陳情等活動費** 要請陳情のための経費や要請陳情活動のための住民からの個別相談等の経費として追加した。
- ③ **会議費** 広聴費における「会議開催」に係る部分を会議費として追加した。

2 政務活動費を充てることができる経費の項目及び内容 (条例別表)

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

3 政務活動費を充てることができる経費項目の考え方

(1) 調査研究費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>会派（議員）が、県の事務、地方行財政等（等には、国政に関する事項などを含む）に関する調査研究の目的で、県内外及び海外における調査（研究施設等への視察、被災地の現地調査、他都道府県への現地調査など）を行うために必要となる資料印刷費、文書通信費、交通費及び宿泊費等であり、事前準備や報告に要する経費及び調査研究に伴う謝礼を含むものである。</p> <p>調査委託とは、外部の研究機関等に対する委託である。</p>
<p>(交通費等) ※「会派支出の場合」 交通費・宿泊費・現地経費等の支出について</p>	<p>会派による政務活動費としての交通費、宿泊費及び現地経費の支出に当たっては、本来的には、実費支給が原則と考える。</p> <p>また、会派が所属議員に対し個々の旅行を命令することから、公務出張と同様な性格を有することとなるため、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行うことも考えられる。</p> <p>なお、その額及び内容は、社会通念上許容される範囲のものとする必要がある。</p> <p>また、会派が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支給する場合においても、同様である。</p>
<p>(交通費等) ※「議員支出の場合」 交通費・宿泊費・現地経費等の支出について</p>	<p>議員による政務活動費としての交通費、宿泊費及び現地経費の支出に当たっては、調査研究活動が議員の自発的活動であって、議員は旅行者であるとともに旅費の支出権者でもあることから、旅費規程等に準じ一律に定額を支給する方式ではなく、現に要した費用を充当する「実費弁償」を原則とすることが適当であると考えられる。</p> <p>なお、その額及び内容は、議員自らの責任と判断により、社会通念上許容される範囲のものとする必要がある。</p> <p>また、議員が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支給する場合においても、同様である。</p>
<p>(交通費等) ※「会派支出の場合」 自動車等借上料の支出について</p>	<p>会派が調査研究活動に用いるため、レンタカー、貸切バスを一時借上げる場合は、会派として契約を結び、その費用を政務活動費から支出することができる。</p>

項 目	考 え 方
<p>※「議員支出の場合」 親族（配偶者等）が、議員の調査研究活動を補助するために旅行した場合の経費等の支出について</p>	<p>調査研究活動の効果的かつ円滑な実施のため、議員の親族が当該調査研究活動の補助者として活動することが適当であると、客観的に認められる場合（通訳など専門的技術面で補佐する場合、議員に身体的な障がいがある場合等）は支出できると考える。</p> <p>この場合の交通費、宿泊費、現地経費等の取扱いは、議員が雇用する職員等に対して支給する場合と同様の考え方により支出するのが適当である。</p>
<p>専ら運転専門に雇用した者への宿泊費、現地経費の支払いについて</p>	<p>専ら運転専門に雇用した者（臨時的雇用を含む）については、調査研究活動の補助者としての活動実態により判断することとなり、この実態がある場合は、支出することが可能であると考ええる。</p>
<p>友好訪問を目的とした海外旅費について</p>	<p>会派又は議員による友好訪問を目的とした海外旅費については、政務活動費からの支出は適当でないと考ええる。</p>

(2) 研修費

項 目	考 え 方
<p>（総論） 会派（議員）が開催主体となる研修について</p>	<p>会派（議員）が行う研修会、講演会等（等には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む、以下同じ）の実施のために必要となる会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。</p> <p>会派（議員）と会派、会派（議員）と団体企業・学校、会派（議員）と個人などによる共同開催も可能である。</p> <p>なお、会派（議員）が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。</p>
<p>（総論） 会派（議員）が参加する研修</p>	<p>団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等に会派（議員）が参加するために必要となる研修参加費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。</p>

項 目	考 え 方
<p>※「会派支出の場合」 研修経費の支出について</p>	<p>会派が行う研修会、講演会等へ出席した議員に対して、費用弁償を支給することはできる。</p> <p>ただし、交通費及び諸雑費(日当を含む。)の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことは適当でないとする。</p> <p>他団体が開催する研修会、講演会等への所属職員等の参加費についても、費用弁償を支給することができると考える。</p>
<p>研修会に引き続き懇談会等 会費の支出について</p>	<p>懇談会等が酒食を伴う場合は、政務活動費の対象として支出することが適当でないとする。</p> <p>ただし、研修会とこれに引き続き懇談会等における会費が切り離せない場合は、例外的に支出できると考える。</p> <p>なお、この場合の「会費が切り離せない場合」とは、領収書上、研修会と懇談会等の経費内訳がないだけでなく、当該会費が懇談会等の経費のみに充てられるなど、実質的に懇談会等の経費として支払うこととなる場合は除く。</p>
<p>政党主催の研修会等の会費 の支出について</p>	<p>政党が主催した研修会等であっても、その研修会等の内容が政務活動に適うものであれば、その会費を政務活動費から支出することは可能であるとする。</p>
<p>研修会経費、議員連盟の会費等 への支出について</p>	<p>議員連盟の会費等においては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかが判断基準となる。</p> <p>なお、所属政党の会費については、政党に関連する経費であることから、政務活動費からの支出は適当でないとする。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体(ロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)に対する会費についても、政務活動費からの支出は適当でないとする。</p>
<p>団体への会費支出について</p>	<p>政務活動に関連する団体への入会金及び運営費となる年会費・月会費に政務活動費を充てるためには、研修機関(研修費)、調査研究機関(調査研究費)、要請陳情活動を目的とした機関(要請陳情等活動費)など、当該団体の活動が政務活動に適ったものであることが必要である。</p>

(3) 広聴広報費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>会派（議員）が行う県政に関する政策等（等には、会派（議員）の政策、国政の課題を含む。）の広聴広報活動のために必要となる印刷費、委託費、文書通信費及び交通費等である。</p> <p>会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費は経費の対象となる。</p> <p>また、広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。</p>
食糧費の支出について	<p>会派（議員）が行う広聴活動は、地域住民等の要望、意見等を幅広く聴取することを主な目的とするものであることから、その過程において食糧費を執行することも可能と考える。</p> <p>なお、公職選挙法との関係から、食糧費として執行が可能なのは、県政報告会など広聴広報を行う場における茶菓提供に限られるので、留意する必要がある。</p>
(広報紙) 広報費の支出の範囲について	<p>会派（議員）の政務活動の成果等を広報する場合は、政党の広報紙（誌）とは別に発行することが望ましい。</p> <p>なお、政党が発行する広報紙（誌）であって、会派（議員）の政務活動と政党活動等が混在するような形態の場合は、会派の政務活動に関する紙面をページ分けするなど、明確に区別することにより、所要の経費分を政務活動費から支出することは可能であると考えられる。</p> <p>県政報告等の印刷物を作成した場合、議員は会派の代表にその印刷物を提出すること。</p> <p>なお、印刷物の配付先については、議員又は会派において管理するものとし、一覧表の作成・提出を要しない。</p>

項 目	考 え 方
(ホームページ等) 広報費の支出の範囲について	<p>ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など政務活動の内容に適ったものであれば、政務活動費を充当することは可能であるとする。</p> <p>また、効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要とする。</p> <p>なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、按分することが適当である。</p>
議会傍聴者のためのバス借上料について	<p>バスの借上料については、総務省は公職選挙法の制限に抵触するおそれがあるとしていることから、実施しないことが適当である。</p>

(4) 要請陳情等活動費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>会派（議員）が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に必要な資料作成費、文書通信費、交通費及び宿泊費等である。</p> <p>要請陳情活動とは、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情である。</p> <p>住民相談等とは、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動も含め、住民から個別に相談を受けることであり、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別すること。</p>
(交通費等) 交通費・宿泊費・現地経費等の支出について	<p>会派（議員）が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊費、現地経費を支出することも可能である。</p>

(5) 会議費

	考 え 方
<p>(総論) 会派（議員）が開催主体となる会議</p>	<p>会派（議員）が行う各種会議、住民相談会等(等には、各種会合、式典などを含む。)に必要となる会場費・機材借上費、資料印刷費、文書通信費、食糧費及び交通費等である。</p> <p>各種会議には、勉強会、政策立案のための会議が含まれるほか、議員については、各種打合せのための会議も含まれる。</p> <p>住民相談会とは、会議として開催されるものであり、個別の住民との住民相談とは区別される。</p>
<p>(総論) 会派（議員）が参加する会議</p>	<p>会派（議員）が団体等の開催する意見交換会等（等には、各種会合、式典などを含む。）各種会議への参加に必要となる会議参加費、文書通信費、交通費、食糧費及び宿泊費などである。</p> <p>団体等とは、企業、学校、個人などを含むものである。</p>
<p>会派の諸会議への支出について</p>	<p>会派活動の前提となる庶務的事項を協議決定する諸会議も政務活動費の対象となると考える。</p> <p>なお、会議の目的や内容により政党活動と区別することが適当である。</p>
<p>食糧費の支出について</p>	<p>食糧費の支出については、公職選挙法の制限に抵触しないこと、社会通念上妥当なものと認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要であると考えられる。</p> <p>食糧費として執行が可能な場合は、次のとおりであるので留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会派（議員）が主催する会議・会合等での茶菓提供 2 他者が主催する会議・会合等(これに引き続く昼食会等を含む)における食事の議員自己負担分 3 他者が主催する会議・会合等とこれに引き続く酒食を伴う懇談会における会費が切り離せない場合の議員自己負担分 <p>なお、この場合の「会費が切り離せない場合」とは、領収書上、会議・会合等と懇談会の経費内訳がないだけでなく、当該会費が懇談会の経費のみに充てられるなど、実質的に懇談会経費として支払うこととなる場合は除く。</p>

項 目	考 え 方
各種会合の際の交通費の支出について	交通費は実費とすることが原則であるが、タクシー・運転代行を利用する場合には、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。
(各種会合・式典) テープカット、あいさつだけの会合への出席について	あいさつやテープカットのみを行い退席した各種会合、式典における会費等は、政務活動費からの支出は不相当であると考ええる。
飲食及び親睦を主目的とした会合	飲食及び親睦を主目的とする会合における会費等は、政務活動費からの支出は不相当であると考ええる。
国政報告会への参加	政党本来の活動に伴う国政報告会への参加は、会費として支出するのに適しないと考える。

(6) 資料作成費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>会派（議員）が議会審議に必要な資料を作成するための経費であり、条例案・予算案等議会審議に関する資料の作成、県の施策や事業全般に関する資料の作成経費がこれに当たる。</p> <p>また、資料作成を外部に委託することも対象となる。</p> <p>なお、調査研究に伴う報告書、研修参加に伴う報告書、要望聴取会等で使用する資料の作成、県政報告会等広報活動において作成する資料、要請陳情等で使用する資料、各種会議のための資料については、それぞれ調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費において支出することができる。</p>

(7) 資料購入費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>会派（議員）が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費であり、書籍（電子書籍を含む）購入費、新聞（電子版を含む）・定期刊行物等購読料及び会員制のオンラインサービスから情報を受ける場合の会費等がこれに当たる。</p> <p>なお、資料を購入する経費は、すべて、この項目で支出することが望ましい。</p>
(週刊誌等) 週刊誌等の購入について	<p>週刊誌等の、一見して政務活動との関連性が不明確な資料の購入に当たっては、購入の目的となった記事等を明らかにする必要がある。</p>

(8) 事務所費

項 目	考 え 方
(総論)	<p>「事務所」の外形的な要件としては、次の点が上げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所としての外形上の形態を有していること（〇〇議員事務所という看板を設置するなど、外観上の形態を整えることが望ましい。）。 2 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。 3 事務所を賃借する場合、議員個人が賃貸借契約の当事者であること。
(確認方法) 事務所を賃借した場合の確認方法について	<p>事務所を賃借した場合、議員は賃貸借契約書を作成し、その写しを政務活動完了報告書の添付書類として会派の代表に提出することとし、会派の代表はその写しを政務活動費収支報告書の添付書類として議長に提出すること。</p> <p>併せて、契約の継続状況について、「活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）」（様式5）及び「活動報告書兼支払証明書（議員執行用）」（様式6）の確認欄にチェックを入れて確認すること。</p>

項 目	考 え 方
<p>(購入) 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出について</p>	<p>政務活動費への充当が適当と認められるのは、政務活動に資する経費と考えるのが一般的で、原則として政務活動の対価として支出されるものである。</p> <p>したがって、政務活動費を事務所として使用する不動産の購入、建築工事の経費に充てるなど、議員の資産形成につながる経費に支出することは、適当ではないと考える。</p>
<p>(按分) 政務活動以外にも使用される事務所の賃借料や管理運営費（光熱水費等）の支出について</p>	<p>議員活動は、政務活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動の拠点となる事務所の賃借に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、政務活動分を政務活動費から支出するのが適当であると考え。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務所が後援会事務所等と共用の場合は、可能な限り事務所の賃貸借契約、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、仮に分離することができない場合であっても、按分率を2分の1以内として賃借料、光熱水費等を政務活動費から支出することは可能であると考え。</p>
<p>(自宅等) 自宅等自己所有物件又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件を事務所として使用する場合の賃借料、管理運営費（光熱水費等）の支出について</p>	<p>政務活動の拠点として、自宅等自己所有物件（生計を一にする親族名義を含む。）又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件に対し、賃借料を政務活動費から支出することは、適当ではないと考える。</p> <p>一方、光熱水費については、明らかに事務所名義で分離されているものにあつては、按分の考え方により、要した経費の2分の1以内で政務活動費から支出できると考える。</p>
<p>(借上) 親族が所有する不動産の賃借料への支出について</p>	<p>政務活動の拠点として、親族が所有する事務所等を借り上げることについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合に限り、その賃借料を、按分の考え方により2分の1以内で政務活動費から支出できると考える。</p>

項 目	考 え 方
<p>(その他) 県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿泊所として賃貸マンション等を持つ場合の支出について</p>	<p>当該マンション等が政務活動の拠点となっているか否か、という実態的判断によるものとする。</p> <p>この場合、定例会等開会中に支給される招集旅費と重複することのないよう留意が必要であり、この日数を除いた上で、現に調査研究活動の拠点として、継続的に使用していることが明らかである場合は、政務活動の使用実績（日数）に応じた額を政務活動費から充当することは可能であるとする。</p>

(9) 事務費

項 目	考 え 方
<p>※「会派支出の場合」 (事務用品等) 会派の事務用品等の購入について</p>	<p>会派が政務活動のために必要とする事務用備品、消耗品の購入経費については、政務活動費として支出することができる。ただし、充実に当たっては、耐用年数を勘案すべきである。</p> <p>なお、価格については、政務活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきとする。</p>
<p>※「議員支出の場合」 (事務用品等) 議員の事務用品等の購入について</p>	<p>事務用備品や消耗品の購入については、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるもの（コピー機、ファクス、パソコン、カメラ等）に限定される。購入にあたっては、議員の任期、耐用年数を勘案すべきである。</p> <p>なお、これらの事務用備品、消耗品については、使用実態が広範であり政務活動と政務活動以外の議員活動とを明確に区分することが困難なため、按分の考え方により2分の1以内で政務活動費から支出できると考えられる。</p> <p>また、価格については、政務活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきとする。</p>
<p>(通信費等) 会派控室におけるファクス通信費等の支出について</p>	<p>会派が政務活動のために必要とするファクス通信費、インターネット接続料、事務機器リース料については、政務活動費として支出することができる。</p>

項 目	考 え 方
<p>※「議員支出の場合」 電話、ファクス、パソコン等、政務活動以外にも使用できる物の費用の按分の考え方について</p>	<p>議員活動は、政務活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動に必要とされる事務用備品に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、政務活動分を政務活動費から支出するのが適当であるとする。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務局が後援会事務所等と共用の場合は、可能な限り事務所の電話、ファクス、インターネット等の契約を分離することが望ましい。これらの按分に当たり、仮に明確に分離することができない場合には、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であるとする。</p>
<p>※「議員支出の場合」 (自動車) 自動車のレンタル料、リース料の支出について</p>	<p>政務活動に用いるため、レンタカーを一時借上げることについては、その費用を政務活動費から支出できると考える。</p> <p>リースによる自動車を現に政務活動の交通手段として用いている場合であっても、一般的に自動車は、政務活動にのみ使用されるものではないことから、当該リース料については、使用実態により按分する考え方により、2分の1以内で政務活動費として支出できると考える。</p> <p>ただし、リースする物件によっては、その支出額が高額になるおそれがあるため、社会通念上一定の制限が必要と考えられることから、年間リース料のうち政務活動費で充てることができる上限を25万円（年間50万円の2分の1以内）とする。ただし、基準となる価格は消費税抜きの価格とする。</p> <p>また、リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが必要である。</p> <p>自動車をリース契約等により賃借する場合には、自動車リース契約書等を作成し、会派の代表にその写しを提出すること。</p>

項 目	考 え 方
<p>※「議員支出の場合」 （自動車等） 自動車等の高額な備品の購入について</p>	<p>政務活動費を自動車等高額な備品の購入経費に充てることは、議員個人の資産形成と受け取られかねず、適当ではないと考える。 また、議員個人の私的目的に供する物品は、政務活動費充当の対象外となる。</p>
<p>※「議員支出の場合」 （自動車燃料費） 自動車の燃料費（ガソリン代等）の取扱いについて</p>	<p>政務活動に使用する自動車の燃料費については、政務活動に要した実費を支出することとなる。 この場合、政務活動で走行した距離に1 km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。 走行距離の把握にあっては、政務活動のみであることが明確な場合には、その走行距離による。 しかしながら、議員の活動は政務活動と政務活動以外の活動とが渾然一体として行われることから、政務活動のみの走行距離の実績を把握することは、困難な場合が多いと考えられる。 この場合には、政務活動に使用する自動車の走行距離について、2分の1以内で政務活動費から支出することができるものとする。 ただし、政務活動費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、政務活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。 なお、この場合、有料道路通行料や駐車料等について同様に2分の1以内で政務活動費で支出することも可能であるとする。</p>
<p>※「議員支出の場合」 （自動車維持管理費） 自動車の維持管理に要する経費（車検代、保険代、修理代）等の取扱いについて</p>	<p>一般的に自己所有の自動車は、政務活動にのみに使用されるものではなく、私的活動に供されることがあり、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理経費は、資産価値を維持する経費と考えられることから、政務活動費から支出することは適当ではないと考える。 なお、自動車に新たに追加する装備品（タイヤ、ナビゲーションシステムなど）に要する経費についても、適当でないとする。</p>

(10) 人件費

項 目	考 え 方
<p>(一般) 政務活動補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について</p>	<p>常時又は臨時（1日限りの短期的なアルバイトを含む）に雇用する職員で、政務活動の補助業務に従事した者に係る雇用経費は、政務活動費から支出できる。</p> <p>なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類を作成（別紙参考様式参照）し、議員は会派の代表にその写しを提出すること。</p> <p>また、別紙参考様式によらない場合には、参考様式2に示してある雇用条件の項目を必ず明記すること。</p>
<p>(一般) 専ら政務活動補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について</p>	<p>会派及び議員が、政務活動の補助業務に、その活動拠点において専ら従事する職員を雇用する経費については、その全額を政務活動費から支出することができる。</p> <p>なお、政務活動に専門的に従事することを雇用契約の内容上明確にし、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要である。</p>
<p>(按分) 政務活動補助以外の業務も行っている職員等の雇用経費の支出について</p>	<p>職員等雇用経費の按分については、活動実績により当該職員が会派及び議員の事務所において政務活動を補助した従事時間の割合により算定すべきものである。</p> <p>しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合には、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であると考ええる。</p>
<p>(按分) 政党から派遣されている会派職員への支出について</p>	<p>雇用契約は政党なので、政党と会派との間で派遣に関する必要な取り決めを結ぶことにより、政務活動費の支出は可能と考える。この場合、会派の政務活動の補助実態により判断することとなるが、補助した従事日数（時間）の割合により算定することが妥当と考えられる。</p> <p>しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合には、按分率を2分の1以内として政務活動費から支出することは可能であると考ええる。</p>

項 目	考 え 方
<p>(親族) 政務活動の補助業務に親族を職員として雇用することについて</p>	<p>生計を一にしている親族の場合は、社会通念上認められにくいことから、雇用経費の支出は適当ではないと考える。</p> <p>生計を一にしない親族については、雇用条件が社会通念上認められる内容であれば、政務活動費からの支出もできると考える。</p> <p>なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類を作成（別紙参考様式参照）し、議員は会派の代表にその写しを提出すること。</p>
<p>(勤務状況の確認)</p>	<p>会派又は議員は、雇用した職員の勤務状況について、勤務実績表や出勤簿等、その実績が分かる書類（任意の様式可）を作成し、保管すること。</p>

自動車燃料費等の按分の考え方及び走行距離の把握について

◎事務費（自動車燃料費）の使途基準の考え方

政務活動に使用する自動車の燃料費については、政務活動に要した実費を支出することとなる。この場合、政務活動で走行した距離に、1 km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。

走行距離の把握にあつては、政務活動のみであることが明確な場合にはその走行距離による。

しかしながら、議員の活動は政務活動と他の活動とが渾然一体として行われることから、政務活動のみの走行距離の実績を把握することは困難な場合が多いと考えられる。

この場合には、政務活動に使用する自動車の走行距離について2分の1以内で政務活動費から支出することができるものとする。

ただし、政務活動費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、政務活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。

また、会派の政務活動用務により会派から出張旅費が支出される場合についても、当該出張の走行距離を差し引くものとする。

※ 上の考え方については、「政務活動費を充てることができる経費項目の考え方」の「事務費（自動車燃料費）」に掲載されている。

※ 毎月の自動車の走行距離の把握にあつては、「政務活動費充当走行距離表」（様式9）により算出することとなる。

(様式9)

政務活動費充当走行距離表

平成 年 月

議員名

(注) 走行距離欄のA、C、D列欄は該当する場合に、B列欄は必ず記入する。

C欄は、私有自動車使用による議会招集等公務出張をした場合の路程を記入する。

D欄は、私有自動車使用による会派の政務活動用務(会派が政務活動費で支出したもの)で出張した場合の走行距離を記入する。

走行距離 Km(整数、四捨五入)					摘要 (政務活動、公務出張内容、 会派政務活動用務等)
日付	A 政務活動のみの 走行	B 政務活動に使用する自動 車の走行	C 議会招集等公務出張 走行(路程)	D 会派の政務活動用務 出張走行	
1		当該自動車の距離メー ターの前月末走行距離 数			
2					
3		<input type="text"/> Km			
4		●1			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		当該自動車の距離メー ターの今月末走行距離 数			
28					
29		<input type="text"/> Km			
30		●2			
31		(●2-●1)			
		0 km			
		$B = (●2 - ●1) - (A + C + D)$			
計	A	B	C	D	
	0	0	0	0	
政務活動費充当走行距離(A+B×按分率【注】)					Km

【注】 按分率については、経費項目の考え方によること。

4 政務活動費を充当するのに適しない経費

政務活動費から支出できない（支出することが適当でない）経費を以下に示す。

(1) 政党活動費

- ・ 党費
- ・ 党大会への出席（参加）経費
- ・ 政党の広報誌（紙）、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 政党組織の事務所の設置、維持経費
- ・ 政党組織の人件費
- ・ 政治資金規正法に定められている政治資金パーティーへの参加費（当該パーティーが講演会等の形式をとっていても不適當）
- ・ 県連（政党等）活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

(2) 選挙活動経費

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費
- ・ 選挙ビラ作成経費
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

(3) 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

(4) 私的活動経費

- ・ 慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等経費）
- ・ 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）
- ・ 宗教活動経費（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- ・ 私的用途による観光、レクリエーション、旅行経費
- ・ 議員個人の立場で加入している団体に対する会費（町内会費、公民館費、PTA会費、商工会費、婦人会費、老人クラブ会費、スポーツクラブ会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ等会費、議会内の親睦団体の会費、宗教団体の会費、趣味の会費等）

- ・ 団体の活動内容や実態が政務活動に寄与しない場合の当該団体に対する会費
 - ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典会合への出席
- (5) 公職選挙法やその他法令等の制限に抵触する事項に係る経費
- ・ 公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄附禁止」に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）
- (6) 飲食、親睦を主な目的とする会合、及びあいさつやテープカットのみを行い退席した会合及び式典への出席経費
- (7) バー、クラブ、居酒屋など会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- (8) 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用
- (9) 事務所購入費等
- ・ 事務所として使用する不動産購入費への支出
 - ・ 事務所の建築工事費への支出
 - ・ 事務所に掲示する絵画等の美術品・装飾品
- (10) 自宅（生計を一にする親族名義を含む。）を事務所としている場合の賃借料
- (11) 自動車の購入経費及び修理点検等維持管理費
- (12) 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代
- (13) 生計を一にする親族に係る人件費の支出

5 領収書その他の証拠書類について

領収書その他の証拠書類は、政務活動の裏付けとなるものであり、収支報告書提出時の添付（条例第9条、規程第3条）及び5年間保存が義務付けられている（条例第12条第1項、規程第5条）。

領収書その他の証拠書類を作成、又は収集する場合は、県民等に対して、次の観点から政務活動の内容を説明することができるよう、客観的な資料として整備し、整理保管する。

- ① 県政課題や県民意思を把握し、県政への反映のために必要かつ妥当な政務活動であること。
- ② 政務活動の目的のために合理的かつ効率的に行われたものであること。
- ③ 政務活動で要した経費が社会通念上妥当であること。

(1) 支払証明書について

収支報告書を提出する場合は、領収書（振込受領書、受取書を含む。）の添付を原則としており、領収書の徴取が困難な場合に限り、会派の経理責任者又は会派所属議員が証明する「支払証明書」（要領第3、第4）での報告を認めているが、その支出根拠を明確にし、透明性の確保を図るため、次の取扱いとする。

要領第3 活動報告書兼支払証明書（会派執行用）（様式3）

第4 活動報告書兼支払証明書（議員執行用）（様式6）

政務活動費支払証明書（燃料費）（様式7）

第5 政務活動費充当走行距離表（様式9）

- ① 収支報告書の提出には領収書の添付を原則としていることから、支払の相手先から可能な限り領収書を徴取するものとし、支払証明書による報告は、やむを得ず領収書の徴取が困難な場合（領収書の紛失等は除く。）に限ること。

ア 「領収書の紛失等」における「等」とは、支払の相手方から領収書をもらい忘れた場合をさす。

- ② 支払証明書には、領収書の徴取が困難な理由、支払及び確認方法を明記するとともに、その支出の根拠となる関係書類（例えばクレジット会社等からの明細書、預金通帳、政務活動費充当走行距離表など）の写しを添付すること。

ア 「支払の根拠となる関係書類」とは、領収書に記載された内容に準じて、支払先、支払日、金額、支払内容等が確認できる書類とする。

イ ETCによる高速道路料金は、クレジットカード会社からの明細書による特定のほか、利用照会サービスにより発行されたETC利用証明書によっても可能である。

ウ 通帳の写しを添付する場合は、該当箇所以外は黒塗りとする。

エ 私有自動車を政務活動に使用した場合のガソリン代等の燃料費については、政務活動費支払証明書（燃料費）（様式7）によるものとし、政務活動費充当走行距離表（様式9）を添付する。（要領第4の第3号、第5の第3項）

(2) 活動報告について

全ての政務活動について活動報告が求められており、「活動報告書」（要領第3、第4）に日時、場所（会場）、対応者・参加者、目的、内容を記載することとしているが、活動報告の透明性の確保を図るため、次の取扱いとする。

- | | |
|------|----------------------------|
| 要領第3 | 活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）（様式2） |
| | 活動報告書兼支払証明書（会派執行用）（様式3） |
| 第4 | 活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）（様式5） |
| | 活動報告書兼支払証明書（議員執行用）（様式6） |

① 調査・研究及び研修に係る旅費等を政務活動費にて支出した場合には、県民等が活動内容について十分に理解できるよう、活動の行程、活動先でのやり取り、活動結果・提言など、より具体的な記載を徹底すること。

ア 「調査・研究及び研修に係る旅費等」とは、様式中、「経費項目」に掲げる①調査研究費、②研修費、③広聴広報費、④要請陳情等活動費及び⑤会議費に関する支出をいう。

イ 「活動の行程、活動先でのやり取り、活動結果・提言」は、様式中、「活動内容報告」欄の「5 内容」に記載すること。記載内容が当該欄に十分に記載できない場合は、別紙（様式任意）に記載し添付すること。

② 政務活動費を活用した海外調査については、別途、報告書を作成・保管するとともに、議長に1部を提出すること。

ア 海外調査の報告書を作成する場合は、「県議会議員海外行政調査報告書」を参考とされたい。

6 切手等の購入について

切手や葉書（以下「切手等」という。）の購入については、他の活動経費と同様、「活動報告書兼領収書の提出様式」（要領第3、第4）にて報告するものとしているが、換金性を考慮し、次の取扱いとする。

要領第3 活動報告書兼領収書の提出様式（会派執行用）（様式2）

第4 活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）（様式5）

① 文書の発送については、10通（枚）以上の場合、料金別納制度の活用を原則とすること。

ア 料金別納制度は、郵便物や荷物のうち、同一料金であるものが10通（枚）以上の場合、利用が可能である。

イ 県政報告誌（紙）に後援会等の内容が記載されているなど政務活動以外の活動を含む場合の経費は、印刷経費等と同様に按分する。

② 切手等を購入する場合は、購入日、購入枚数、使用日、使用枚数、用途等を明記した受払簿を作成し、その写しを活動報告書兼領収書とともに提出すること。

ア 政務活動費は、年度単位での執行と実費弁償が原則であることから、切手等を購入する場合は、購入年度に必要となる最小限の数量とする。

イ 切手等の購入段階では、全てが政務活動に使用するか確定されないことから、政務活動費への充当は、購入年度内に使用した切手等に要した経費に限るものとする。

ウ 受払簿は、切手等を購入した年度を単位として作成し、購入月から毎月末締めで切手等の数量を確認の上、整理する。

なお、年度末において未使用となった切手等が発生した場合、当該切手等を年度を越えて繰り越すことはできず、必要となった年度にあらためて購入し、受払簿を整理することとなる。

エ 受払簿には、切手等の購入時及び使用時に必要事項を記入し整理する。その際、按分すべき経費がある場合は按分率、按分後の金額を記載する。

オ 政務活動費への計上は、切手等を購入した年度の末日を基準として、次により行う。

a 受払簿から使用した切手等に要した経費を経費項目別に集計する。

b aにより、経費項目別に「活動報告書兼領収書の提出様式」を作成する。

当該様式のうち、「支出年月日」は、切手等を購入した日（複数回購入した場合は、当該日全て）を記入し、「政務活動費からの支出額」は、対象経費項目の合計額を記入する。（領収書の額面は領収書の総額を記入する。）

c bにより、「政務活動費経費項目別支出簿」（要領第3、第4）を作成する。

当該様式のうち、「支出年月日」は、購入年度末日として記入する。

(参考) 職員を雇用する際に使用する書類

参考様式 1

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	〒	電話
下記の条件により契約します。		
雇 用 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
就 業 場 所		
業 務 内 容		
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ()	
休 日		
給 与 (賃 金)		
給 与 支 払		
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成 年 月 日		
雇 用 者 氏 名		㊟
被雇用者 氏 名		㊟

雇 用 通 知 書

(氏 名)	(区 分)
<p>あなたを下記条件により雇用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業 務 内 容</p> <p>2 賃 金 額</p> <p>3 雇 用 期 間</p> <p>4 就 業 場 所</p> <p>5 就 業 時 間</p> <p>6 休 日</p> <p>7 賃 金 の 支 払</p>	
平成 年 月 日	
(雇用者氏名) ㊟	

Ⅲ 政務活動費制度の沿革

1 政務調査費の法制化（平成12年度）

(1) 地方自治法の改正

本格的な地方分権時代を迎え、地方議会の政策立案機能の強化が求められる中で、議員個人の活動基盤の充実強化が大きな課題となったことから、政務調査費の法制化について全国議長会を中心に活発な取り組みが行われた結果、平成12年5月に下記のとおり地方自治法の改正が実現した。

改正地方自治法第100条（平成13年4月1日施行）

⑫ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

⑬ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

この改正により「政務調査費」は、議会の調査権等について定める地方自治法第100条に位置づけられ、議会に議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に対し、条例で定めるところにより、政務調査費を交付することができるようになった。

(2) 地方自治法改正前と改正後の政務調査費の性格の相違点

地方自治法改正以前から本県において交付されていた県政調査事業費補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、知事の判断により交付され、知事の定める補助金交付規則を適用し、団体等に対する一般的な補助金の一種として、その補助申請、実績報告等補助金交付と同様の手続きが採られていた。

しかし、こうした仕組みは、政務調査費が各種団体に対する補助金と同様の恩恵的給付とも認識され易く、そこに問題があると指摘がされてきたところである。

平成12年の改正により、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、当該政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に、当然交付されることとなった。

2 福島県議会における条例化（平成12年度）

本県議会では、「福島県政務調査費の交付に関する条例」を議員提案により制定するにあたり、平成12年10月に各会派を代表する9名の委員で構成する「政務調査

費交付条例策定委員会」を設置し、全国議長会の標準条例（例）を参考に、政務調査費の透明性を図ること及び政治活動の自由の確保を念頭に、交付対象、使途基準並びに収支報告書の閲覧等必要な事項について、5回にわたる検討委員会を開催し、条例（案）及び規程（案）を作成した。

検討委員会において作成された条例（案）及び規程（案）は、平成12年12月19日に議長に対し最終報告を行い、平成13年2月9日に開催された各派交渉会において内容の確認がなされ、平成13年2月定例会の最終日である3月22日に可決成立し、3月27日公布、4月1日から施行された。

3 議会改革検討委員会における政務調査費の在り方の検討及び条例等の改正（平成19年度）

平成18年12月に地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権推進法」が成立したことによる新たな地方分権時代に対応した議会改革の必要性を背景に、平成19年3月、本県議会においても議会運営全体に関わる検討課題の整理を各会派で行い、「政務調査費の在り方について」を含む「議会運営全体に関わる検討事項」（18項目）をとりまとめた。

平成19年5月、この「議会運営全体に関わる検討事項」について調査検討するため、各会派から選出された14名の委員で構成する「議会改革検討委員会」を設置し、特に「政務調査費の在り方について」は、委員4名からなるワーキンググループを設置し専門的に検討を重ねた。

政務調査費を巡っては、各都道府県において住民監査請求をはじめとする公費支出に関する情報公開の要請の高まりを背景に、更なる透明性を確保するため、政務調査費の収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を義務付ける動きが進んできている。

このことから、本県議会においては、これらの動きとともに、議員の調査研究に資するため交付される政務調査費について、制度の目的及び公費支出の観点から、使途基準を明確化・具体化する必要があるとの認識のもと、

- ① 会派が行う調査研究活動を所属議員に委託できることを明確にすること
- ② 会派から調査研究を委託された議員の調査研究費の使途基準を定めること
- ③ 会派及び議員に関する政務調査費の使途基準の考え方を示すこと
- ④ 政務調査費から支出できない経費を定めること
- ⑤ 政務調査費の交付を受けた会派が、議長に対し収支報告書を提出する際には、所属議員に調査委託した経費を含め全ての支出について領収書等証拠書類の写しを添付すること

を主な内容とする意見を集約し、議会改革検討委員会として平成19年10月10日に議長に対し最終報告を行った。

この報告内容に沿って、平成19年12月定例会の最終日である12月19日には議員全員の提案による「福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」

が可決成立し、12月25日公布、平成20年4月1日から施行されることとなった。併せて、使途基準等について規定する「福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程」についても12月25日に告示され、平成20年4月1日から施行されることとなった。

4 旅費制度の変更に伴う一部改正（平成21年度）

平成21年度の県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（宿泊料の変更など）に伴い、会派が所属議員へ旅行命令をかけて、調査研究活動を行わせる場合について、手引きの一部改正を行った。

5 地方自治法改正に伴う条例等の一部改正（平成24年度）

(1) 地方自治法の改正

第180回通常国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会の通年会期の法制化等が主な内容であったが、改正法の審議に際し、修正案が提出され、その中で、政務調査費についても修正案が提出された。

その内容は、

- ① 名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める、
- ② 政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする、
- ③ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、というものであり、修正案は、平成24年8月29日可決成立した。

改正法は、9月5日に公布され、政務活動費に係る改正については、平成25年3月1日より施行されることとなった。

(2) 福島県議会における検討

各都道府県議会においては、改正法が施行される平成25年3月1日までに「政務調査費の交付に関する条例」を改正する必要性が生じたことから、本県議会においても各会派から選出された10名の委員で構成する「政務活動費に関する検討委員会」を平成24年12月4日に設置し、条例・施行規程等の改正及び政務活動費に関する事項について検討を行った。

検討委員会は、条例改正スケジュールの関係上、まず、条例改正に必要な部分を先行して協議し、平成25年2月1日に議長に対し、中間報告を行った。

中間報告を踏まえ、2月定例会開会日の2月18日に議員全員が提案者となる「福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を上程、全会一致により可決成立し、施行規程とともに2月26日に公布（告示）され、3月1日施行となった。

検討委員会は、中間報告の後も政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方を中心に検討を重ね、計11回の検討の後、2月28日に議長に対し最終的な報告を行った。

(3) 検討委員会における検討結果

- ① 交付額については、現行どおり月額35万円とすること、実施中の月額5万円の減額措置については、平成25年4月以降も2年間継続することとした。
- ② 政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方については、交付の対象は現行どおり会派とし、会派から議員へ委託できることとした。

また、経費の範囲については、会派と所属議員に分けられている使途基準を合わせて、一つの表にまとめ、経費の範囲の明確化、透明化を図ることとした。

経費の枠組みについては、基本的に現行の項目を踏襲しつつ、地方自治法改正の趣旨や議員活動の実態等を踏まえ、要請陳情等活動費を追加するとともに、広聴費、広報費を広聴広報費及び会議費に修正した。

経費項目の考え方としては、全国都道府県議会議長会から示された基本的な考え方を参考に、政務調査費の使途基準を踏まえ検討した結果、安易に使途を拡大すべきでないとの結論に至った。

- ③ 透明性の確保については、活動目的や内容をより明らかにするため、現行の様式に活動内容について項目建てした欄を設けるよう改正した。

また、政務活動費の運用についての疑義や透明性の確保に関する事項等について協議するため、会議規則第127条第1項に定める常設の協議等の場として、各会派の経理責任者等で構成される「政務活動費検討会」を設置することとした。

- ④ 平成25年3月分は、経過措置として、従前の通り政務調査費としての取扱いとすることとした。

6 政務活動費検討会での検討

(1) 平成26年度検討結果

政務活動費検討会は、政務活動費の更なる透明性の確保のため、現行の取扱いを点検し、①「支払証明書」への支払根拠書類の添付、②「活動報告」内容の具体的記載の徹底、③「切手購入」に係る料金別納制度の活用などについて取りまとめた。

この検討結果を踏まえ、要領及び手引き等の一部が改正され、平成27年度交付分より施行することとした。

(2) 平成27年度検討結果

政務活動費検討会は、政務活動費の更なる透明性の確保のため、現行の取扱いを点検し、①「事務所の賃貸借」の契約書の作成の義務付け、②「自動車リース」の契約等に係る書類の作成の義務付け、③「県政報告等の印刷物」の成果確認、④「人件費」の確認方法、⑤「インターネット公開」の拡充などについて取りまとめた。

この検討結果を踏まえ、手引き等の一部が改正され、①及び⑤については、平成27年度交付分より、②、③及び④については、平成28年度交付分より施行することとした。

また、政務活動費の交付額については、月額30万円に減額し、平成29年度まで継続することとした。

(3) 平成29年度検討結果

政務活動費の交付額については、月額30万円に減額し、平成31年度まで継続することとした。

(4) 令和元年度検討結果

政務活動費の交付額については、月額30万円に減額し、令和3年度まで継続することとした。

(5) 令和3年度検討結果

政務活動費の交付額については、月額30万円に減額し、令和5年度まで継続することとした。

(6) 令和5年度検討結果

政務活動費検討会は、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、「政務活動費に係る手続き」のオンライン化について取りまとめた。

この検討結果を踏まえ、条例等の一部が改正され、令和6年4月1日より施行することとした。

また、政務活動費の交付額については、月額30万円に減額し、令和7年度まで継続することとした。